

## 滋賀県

### 農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10<sup>n</sup>、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.5E-3	2.6E-1	3.7E+1	37.0
64	エトフェンプロックス	1.8E+1	7.4E+0	1.5E+1	8.3E+0	48.3
117	テブコナゾール				3.1E+0	3.1
139	トラロメトリン			1.5E+0	1.0E+0	2.5
140	フェンプロパトリン			2.1E+0		2.1
153	テトラメトリン	1.5E+2	5.3E+0	1.9E+2		351.3
181	ジクロロベンゼン	3.1E+2	1.1E+2			420.1
225	トリクロロホン		3.8E+0			3.8
248	ダイアジノン		3.5E-1			0.4
251	フェニトロチオン		8.9E+1	2.6E+0		91.9
252	フェンチオン	3.4E+0	3.4E+1	3.4E+0		41.0
256	デカン酸				5.1E-2	0.1
350	ペルメトリン	2.9E+1	2.3E+1	3.0E+1	2.9E+1	110.6
405	ほう素化合物		4.2E-1	2.6E+1	1.4E+0	27.8
427	カルバリル			1.4E+2		137.7
428	フェノプカルブ			8.6E+1	8.9E+1	174.4
457	ジクロロボス	6.1E+1	3.9E+2			446.5
合 計		5.7E+2	6.6E+2	5.0E+2	1.7E+2	1898.5

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫  
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等